

## 町民のみなさまへ

福井県における新型コロナウイルス感染状況でございますが、県民・町民の皆様のご協力により新規感染者数も減少傾向に転じ、ここ20日程度、新規感染者はゼロの状態が続いています。すでにご承知の通りかと思いますが、5月14日をもって福井県の「緊急事態宣言」は解除されました。

「緊急事態宣言」下では、日常生活における外出自粛、事業者の皆様には休業や営業時間の短縮など、町民の皆様のご理解とご協力に対し、心から感謝を申し上げる次第です。

一方で、治療薬やワクチン開発には一定の時間を要することから、このコロナウイルスとの戦いは長期戦になるものと思われ、まだまだ予断を許さない状況にあります。町民の皆様には、密集・密接・密閉の3密を避けるなど、「新しい生活様式」を継続して頂き、クラスターを発生させない行動について、引き続きご協力をお願いいたします。

### 【小中学校の再開について】

次に、感染防止対策として、福井県の方針に基づき3月3日から実施しておりました、小中学校の休校につきましては、「緊急事態宣言」も解除されたことから、まず、5月18日以降、週2回の登校日を設定し、6月1日（月）より、学校内での感染症対策を徹底した上で、授業を再開して参りたいと考えております。保護者の皆様には長期間に渡り、ご理解とご協力をいただき誠に有難うございました。

一方で、今後 感染の第二波が訪れ、再び休業措置を取らざる得ない状況になる可能性もあり、その対応策として、オンライン授業が実施できるよう、ハード・ソフトの両面における環境整備が急務であると考えておりますので、早急に整備を進めて参ります。

### 【公共施設の再開について】

また、閉館しておりました公共施設につきましても順次再開して参りますが、施設によって再開日が異なりますので、ホームページ等によりご確認ください。あわせて、イベント・行事等の自粛につきましても、県の自粛要請解除に基づき、小規模イベントについては再開して参ります。

### 【高浜町独自の追加支援策について】

次に、町民の皆様や事業者の皆様に対する支援策についてですが、はじめに、高浜町としての支援策の考え方についてご説明致します。

今回の新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響は、住民生活ならびに経済活動の全般に及び、国・県、そして町として様々な感染防止策、生活支援策、経済支援策を打ち出しておりますが、今回の第一波局面における町の支援策の基本的な考え方は、『①国や県の支援策ではカバーできない分野、あるいは支援内容が不十分な分野に主眼を置き支援する』、『②影響やダメージが大きい分野を中心に支援する』という考え方のもと、支援対象として、「住民支援」「事業者支援」そして業務負荷が大きくなっている医療や介護の現場を意識した「医療・介護支援」の大きく3分野に分けて進めることとしています。

例を挙げますと、国で用意されている事業者向けの持続化給付金などは、売り上げが前年比で50%以上減少していることが条件となりますが、高浜町独自の持続化給付金は売上減少率を30%以上とハードルを下げて、国の制度では外れてしまう事業者をカバーする措置をとっております。

また、国民一人当たり10万円が給付される国の特別定額給付金については、当面の住民の皆さんの生活支援として機能すると考え、現段階において町としての独自加算は行っておりません。

この事については、おおい町において、一人5万円の加算給付が行

われていることから、一部町民の方々よりご不満の声もお聞きしておりますが、高浜町において同様の加算を行いますと、これだけで5億円以上の費用が掛かります。この後、ご説明する5月の専決予算措置も含め、4月以降の町独自の支援策として3億円余りを予算化しており、今後も状況に合わせた追加支援策が必要と考えますと、現段階において、おおい町と同様の加算措置は財政的にも困難な状況であります。今はまずダメージが大きく、深刻な状況にある方や影響が大きい業種への支援を第一に支援策を講じておりますので、ご理解をお願い致します。

#### 【4月専決予算措置による支援策】

それでは、改めましてこれまでに事業化しました支援対策の一部についてご案内いたします。

まず国の特別定額給付金（町民一人当たり 10 万円を給付する事業）につきましては、できる限り早く町民の皆様へお届けできるように、また、給付申請に対するご相談に細かに対応できるよう総務課内に「給付金対策チーム」を編成致しました。給付金は、5月21日の第1回目の支払いを皮切りに、現在も順次振り込み作業を進めております。

また、感染対策として必要となるマスクや消毒液などの感染防止対策物品の購入負担を補っていただく趣旨で、地域商品券「赤ふん坊や通貨」5,000円分を町内全世帯へ送付させて頂きました。

そして売上の大きな減少などにより深刻な状況にある「事業者」向けには、今年の任意月における対前年売上の売上減少率が30%以上の「中小・小規模事業者」及び「個人事業者」に対し、国の持続化給付金とは別に、高浜町独自で最大30万円分の給付制度を設けておりますが、こちらは5月20日の第1回目の支払いを皮切りに順次振込みをスタートしております。申請の受付は、来年1月29日までとし

ておりますので、現時点では支給対象とならない事業者の方でも、今後、対前年売上が30%以上、下落する月が発生した場合は申請が可能となりますので、ご活用いただければと思います。

### 【5月専決予算措置による支援策】

次に、5月の専決予算措置により、新たに予算化しました支援策の概要についてご説明いたします。

まず、高浜町出身の大学生や専門学校生等に対する支援策でございます。全国的に大学生等の皆さんは、アルバイト先の休業等で収入が減少し、学生生活の維持が困難となっている状況が見られることから、高浜町出身の学生の皆様への学生生活の維持を支援するため、1人あたり一律9万円(3万円×3か月分)の緊急給付金を支給致します。なお、給付金の申請受付は5月22日から10月30日となっております。

次に、医療・介護従事者への支援策でございます。コロナ禍において、人と人が距離を保たねばならない環境下において、人命を救うために最前線で闘っている医療従事者、また、要介護者や障がい者のケアを行っている介護従事者に対する勤務支援として、感謝の気持ちも込めまして、地域商品券「赤ふん坊や通貨」を支給致します。支給通貨額については、月の勤務時間等に応じ、月額10,000円、15,000円、25,000円の金額設定を行い、2ヶ月分を支給致します。支給については、各事業所からの申請に基づき、6月下旬を目途に医療・介護従事者の皆様のお手元にお届けする予定としております。

次に事業者向けの支援策としまして、商工会と観光協会が連携して実施しております「宿泊・飲食事業者支援クラウドファンディング事業」について、支援者からの支援金に対する商品券の返礼において、町からの助成により、支援金の20%をプレミアム分として上乘せすることで、寄附支援額の拡大を図り、事業者支援を行って参ります。

以上、5月時点での緊急的な支援策として予算化した事業の一端をご説明しましたが、ただいま説明した事業を含めまして、支援事業の内容については、町ホームページや有線テレビの文字放送でもご紹介しておりますのでご覧ください。

最後に、状況が刻一刻と変化する中、今後もその変化に柔軟に対応し、その状況に応じた施策を的確に打ち出して参ります。

今後も多くのストレスを抱えた生活は続きますが、町民一丸となってこの難局を共に乗り切っていきたいと思えます。町民の皆様には、健康に留意されまして、「新しい生活様式」の継続について、引き続きご協力をお願い申し上げます。

令和2年5月22日

高浜町長 野瀬 豊